

「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」
開催要綱

1. 趣旨

売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）を根拠法とした婦人保護事業については、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め開催した「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」において令和元年 10 月に取りまとめられた「中間まとめ」において、「女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界が生じている」との認識のもと、「女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、法制度上も売春防止法ではなく、新たな法的枠組みを構築していく必要がある」と指摘された。これを受けて、令和 4 年 5 月 25 日、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年法律第 52 号）（以下、「新法」という。）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される予定である。

上記の新法の下では、国は、都道府県及び市町村が策定することとなる「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画」の指針となるべきものを定めることとされていることから、この基本方針案等について検討すること等を目的とした有識者会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針について
- (2) その他、新法の施行等について

3. 構成員

有識者会議は、学識経験者、有識者等によって構成する。

4. その他

- (1) 有識者会議は、子ども家庭局長が招集する。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出し、有識者会議を統括する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本有識者会議は、原則として公開とする。
- (5) 本有識者会議の運営事務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本有識者会議の運営に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。